

回 答 書

令和8年4月28日

No.	項目	質問内容	回答
1	補助対象経費等	「原則、役員の人件費は認められない」と明示されているが、R7年度の申請では役員報酬を認められた。R8年度の場合はどうか。R7年度と同様の申告方法であれば可能か、もしくは不可となるか確認したい。	<p>役員の人件費計上は原則として認められません。役員の職務、実施する事業における役割、単価の設定が可能な場合に限り、計上を認める場合があります。</p> <p>この場合も就業規則や人件費単価表等の提出が必要です。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）</p> <p>なお、役員の人件費を計上予定の場合は、必ず事前にご相談ください。（「Q&A」Q15より転載）</p>
2	補助対象経費等	注意事項に【前年度実績が無い場合、人件費を計上することは不可】とあるが、本年度新採用の職員を従事させることは可能なのか。また、可能ならば、どのような書類が必要なのか。	<p>配置する職員の人件費は原則として前年度給与の支払実績に基づいて時給換算を行います。本年度すでに採用済みの職員であれば、既に支払った給与や出勤した時間数によって時給単価の算出ができる場合に限り、計上可能とします。</p> <p>併せて、交付申時に、労働条件通知書など本年度採用が確認できる書類の提出を求めます。</p> <p>なお、賃金（パート・アルバイト）職員はこの限りではありません。</p>
3	補助対象経費等	既存のWebプラットフォームを活用して観光コンテンツを実施する場合、当該サービス上での企画固有の設定、画面・導線等のコンテンツ制作、QR掲出物等の周辺制作、運用支援に係る経費は補助対象経費として計上可能か。 なお、新規の独立したアプリ・システム開発は想定していない。	<p>観光コンテンツの体験に必須となるデジタルコンテンツや、プロモーションの一部としてのデジタルコンテンツの制作は計上対象となります（ソフトウェアを除く）。</p> <p>一方、プロモーション以外の目的でWEB上の既存サービスを利用する場合は個別の判断となるため、事前の相談が必要です。</p>

4	応募資格	<p>本事業に関係する企業を共同企業体にするか、しないかの判断基準及び共同企業体とする場合のメリットを教えてください。</p>	<p>提携先と共同企業体を構成するか、しないかの検討及び判断については申請者で行ってください。</p>
5	補助対象経費等	<p>本事業において当社とともに観光コンテンツを造成する他の事業者の旅費（同事業者から当社に請求されるもの）も対象となるか。また、同事業者は共同企業体とする必要はないか。</p>	<p>営業活動等であれば出張を業務に含む再委託業務の費用として計上できますが、「事業の企画判断、管理運営等、補助事業の根幹にかかわる業務の委託は不可」となっておりますので、それら業務を共有する場合は共同企業体の構成員である必要があります。公募要領「6 補助率・補助対象経費等」及び「Q&A」を参照ください。</p>
6	補助対象経費等	<p>本事業において観光コンテンツを他の事業者と共に造成する場合、観光コンテンツ造成時に同事業者に支払う成功報酬は対象となるか。また、同事業者は共同企業体とする必要はないか。</p>	<p>共同企業体の一員でない外部事業者に支出する費用のうち、補助対象となる経費は公募要領「6 補助率・補助対象経費等」及び「Q&A」を参照ください。</p> <p>また「事業の企画判断、管理運営等、補助事業の根幹にかかわる業務の委託は不可」となっておりますので、それら業務を共有する場合は共同企業体の構成員である必要があります。</p>
7	補助対象経費等	<p>観光コンテンツの造成に際して、他の事業者から会議でアドバイスを受ける場合、委託料として補助対象となるか。</p> <p>同事業者は共同企業体とする必要はないか。</p>	<p>外部の専門家を招聘し助言を得る場合の旅費や謝金は実施計画に記載のうえ、計上できます。</p> <p>また、「事業の企画判断、管理運営等、補助事業の根幹にかかわる業務の委託は不可」となっておりますので、それら業務を共有する場合は共同企業体の構成員である必要があります。</p> <p>公募要領「6 補助率・補助対象経費等」及び「Q&A」を参照ください。</p>

8	応募資格	<p>本社は県外にあるが竹富町で宿泊施設等を運営しており、商業登記簿上の支店登記は行っていないが下記を満たしている。応募資格にある「沖縄県内に本店又は支店等を有する法人」に該当するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県税事務所及び竹富町役場に対し「事業所等設置届」を提出済み ・法人県民税及び法人事業税を沖縄県に分割納付中 ・法人町民税を竹富町に納付中 <p>法人税（国税）は本店所在地である都道府県にて一括申告</p>	<p>支店登記を行っておらず営業所等の位置づけである場合、沖縄県内に所在し、県税事務所及び市町村に「事業所等設置届」を提出のうえ正しく納税を行っていれば公募要領に定める「沖縄県内に本店又は支店等を有する法人」に該当するとみなします。</p>
9	補助対象経費等	<p>公募要領において「コンテンツ開発に必要と認められる資格取得費用は対象経費となる」旨の記載があるが、本事業で開発する観光商品（コンテンツ）について、GSTC（世界持続可能観光協議会）の商品認証を取得する際の費用は、対象経費に含まれるか。</p>	<p>外部認証を受けるための費用は対象経費となりません。</p>
10	補助対象経費等	<p>本事業のコンテンツ磨き上げ及び普及啓発を目的として、GSTC（世界持続可能観光協議会）幹部を招聘する際の費用（旅費・謝金）及びそれに伴う講演会開催費用は対象経費となるか。</p>	<p>コンテンツ開発に必要なアドバイスや効果測定のための専門家招聘にかかる旅費、謝金は計上可能です。</p> <p>コンテンツの開発に直接的に関わりのない講演会や、コンテンツ開発にかかわらない事業者や一般市民を参加対象とする研修や講演は補助事業の対象外となります。</p>

11	補助対象経費等	<p>「食」のコンテンツ開発（宮古島原産長寿食）において、以下の開発プロセス及び経費が補助対象として認められるか。</p> <p>① 専門家招聘費及び監修謝金 国際的な食の多様性（エシカル・ヴィーガン等）に対応するため専門料理家や栄養学の識者を招聘し、メニュー監修及び長寿食材の効能に関するエビデンス（科学的根拠）を構築するための謝金・旅費。</p> <p>② 視察・調査費（研究開発プロセス） 当該食開発のための先進地視察における旅費や調査経費。</p> <p>③ 試作及びテストマーケティング用原材料費 本番の営業用仕入れではなく、コンテンツ完成前の「試作品開発」及び「モニターに対するテストマーケティング（実証）」において消費される原材料費。</p> <p>④ コンテンツ開発に従事する直接人件費 本事業独自の「食体験プログラム（マニュアル作成含む）」を構築・実証するために直接従事する、専門スタッフの人件費。</p>	<p>① 「食」が要素となる観光コンテンツの開発において、コンテンツの一部であるメニュー等に監修やアドバイスを行うための専門家招聘であれば、その謝金や旅費は計上できます。</p> <p>② コンテンツ開発に必要となる先進事例視察であれば、国内・国外を問わず旅費の計上は可能です。</p> <p>③ コンテンツの一部である食事体験のメニュー開発について、専門家招聘の謝礼やレシピ開発の外部委託費といった費用計上は想定されますが、材料費そのものは対象経費となりません。</p> <p>④ コンテンツ開発に従事する従業員の人件費は計上可能です。</p> <p>それぞれ計上の際は公募要領「6 補助率・補助対象経費等」及び「Q&A」を参照ください。</p>
12	補助対象経費等	<p>サービス品質の検証及び満足度調査を目的として、「アンケート回答及びインタビューへの協力」を参加条件とした無料モニターツアーを実施予定である。</p> <p>このツアーは本格稼働前の課題抽出と、インバウンド層のニーズとの乖離を確認するための「実証実験（テストマーケティング）」として位置づけされており、ツアーの企画、当日の運営及びフィードバックの分析に直接従事する</p>	<p>有償、無償に関わらず実証のためにモニターツアーを行う場合、運営に従事する従業員の人件費は計上可能です。公募要領「6 補助率・補助対象経費等」及び「Q&A」を参照ください。</p>

		スタッフの人件費は、補助対象経費として計上可能か。	
13	補助対象経費等	モニターツアーの実施にあたり、適切なターゲット（高付加価値層、特定の国籍、食の制限を持つ層など）を誘致するための広告宣伝費、及び募集特設サイトの作成費用は、「コンテンツの有効性を検証するための集客経費」として、プロモーション費（または広報費）の対象に含まれるか。	モニターツアー周知のための広告及び宣伝にかかる費用は対象経費となります。公募要領「6 補助率・補助対象経費等」及び「Q&A」を参照ください。
14	補助対象経費等	本事業のプレラーニング（事前学習）及び滞在中のウェルネス支援を目的として、独自の「AI コーチングシステム」を導入したウェブサイトを構築予定であり、開発にかかる費用（外部委託費及び自社制作に関わる経費）は補助対象となるか。	AI やソフトウェアを含むシステム開発に係る費用は補助対象外となります。